

2 手帳

※ 現在手帳をお持ちの方で次の事項に該当する場合は、必ず障害福祉課に届け出をして下さい。

- ① 住所が変更となった場合
- ② 氏名が変更となった場合
- ③ お亡くなりになった場合
- ④ 手帳を紛失、破損した場合（再交付）
- ⑤ 障害の程度が変更となった場合（再交付）

1、身体障害者手帳

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた方が、日常生活上、社会生活上の様々な援護制度を受けるために必要な手帳です。障害の種類（視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語機能・そしゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、直腸・ぼうこう、小腸機能障害、免疫、肝臓の機能障害）や程度により1級から6級まで交付されます。また、既に手帳をお持ちの方で障害の程度が変わったと認められる方は等級変更をすることができます。

※ 判定基準はP105～107をご参照ください。

<手続き> 下記のものを持って申請してください（新規手帳申請、等級変更申請とも同じ）。

- ① 身体障害者手帳交付等申請（届出）書（障害福祉課窓口にあります）
- ② 身体障害者福祉法に定める指定医が記載した身体障害者診断書（障害福祉課窓口にあります）
- ③ 写真（タテ4cm×ヨコ3cm） 1枚
- ④ マイナンバーに関する書類

※手帳が交付されるまで1か月半程度かかります。

※15歳未満の方は、保護者が代わって申請してください。

2、愛の手帳

◆判定予約窓口

- ・ 18歳未満の方

多摩児童相談所 多摩市諏訪2-6 TEL 372-5600 FAX 373-6200

- ・ 18歳以上の方

東京都心身障害者福祉センター多摩支所 国立市富士見台2-1-1

TEL 042-573-3311 FAX 042-576-5295

東京都心身障害者福祉センター本所 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14階

TEL 03-3235-2961 FAX 03-3235-2959

東京都独自の制度で、知的障害の方がいろいろな援護制度を受けるために必要な手帳です。障害の程度は、知能測定値・社会性・意思疎通・身体的健康・基本的な生活などの各要素を総合的に判断し、1度（最重度）から4度（軽度）まで交付されます。国の「療育手帳」に相当するものです。

<手続き>

・新規交付

手帳の交付を受けるためには、18歳未満の方は多摩児童相談所で、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターで判定を受ける必要があります。直接、電話で判定の予約をしてください。

・更新（再判定）

本人が満3歳、6歳、12歳、18歳（成人更新）になった時、及び障害程度が著しく変化した時は、18歳未満の方は多摩児童相談所で、18歳以上の方は東京都心身障害者福祉センターで再度判定を受けてください。直接、電話で判定の予約をしてください。

・変更等

判定以外の諸手続き（氏名・住所等の変更、再交付、返還）の申請は障害福祉課でもできます。

3. 精神障害者保健福祉手帳

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害の状態に該当すると認められた方が、日常生活上、社会生活上の様々な援護制度を受けるために必要な手帳です。精神疾患（精神障害）の状態や能力障害の状態により1級から3級まで交付されます。また、既に手帳をお持ちの方で障害の程度が変わったと認められる方は等級変更をすることができます。

<手続き> 下記のものを持って申請してください。

① 申請書（障害福祉課窓口にあります。）

② 診断書（精神障害に係る初診日から6ヶ月以上（診断書作成の時点で）を経過した診断書に限ります。様式は、障害福祉課窓口又は東京都立中部総合精神保健福祉センターホームページにあります。）

※ 精神障害に基づく障害年金を受給している方は、以下の書類のいずれかを添付したうえで、同意書を提出していただいた場合は、診断書は不要です。（同意書は窓口にあります。）

・ 障害年金証書の写し ・ 障害年金裁定通知書の写し ・ 障害年金の振込通知書

③ 写真（タテ4cm×ヨコ3cm） 1枚

④ お持ちの手帳の写し（更新の場合）

⑤ マイナンバーに関する書類

⑥ 110円切手を貼付した返信用封筒（郵送申請の場合に限る）

※郵便事故による責任は一切負いかねますのでご了承ください。

<その他>

・申請に基づき審査を行い、等級が決定されれば手帳が交付されます。審査結果によっては、手帳が交付されないことや、更新前とは異なる等級が決定されることがあります。

・手帳が交付されるまで3～4ヶ月程度かかります。

・有効期間は、原則として2年です。（有効期間満了の3ヶ月前より更新申請可能です。）

・手帳と自立支援医療（精神通院医療）を同時に申請するときは、手帳用診断書のみで申請が可能な場合があります。※自立支援医療については、P18をご参照ください。

・更新時期のお知らせは実施していません。更新に必要な書類の送付を希望する方はご連絡ください。